

憲法の破壊・9条の改悪を許さず、平和勢力の結集を訴える決議

1 施行70年目の今、平和主義を根幹とする日本国憲法は重大な危機に直面している。本年7月10日の参議院選挙において改憲派が多数を占め、衆参両院において改憲発議に必要な3分の2のハードルが突破された。任期中の明文改憲を公言する安倍首相は、「いかに我が党の案をベースに3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術だ」「自分の任期中に果たしていきたい、こう考えるのは当然」などと述べ、9条の改変、国防軍の設置と国防軍の海外での軍事活動を要とする自民党憲法改正草案を基軸とする憲法「改正」に意欲を示している。

2 安倍政権は、明文改憲を目論むとともに、日本の軍事大国化を急速に進めてきた。

2012年12月にスタートした第二次安倍政権は、2013年11月に国家安全保障会議（日本版NSC）を設置し、同年12月に秘密保護法を制定した。同月17日には国家安全保障戦略を策定、それまでの「国防の基本方針」は廃止され、「専守防衛」から「日米同盟強化」、「海外での自衛隊の積極的活用」に転換した。

2014年4月には武器輸出三原則を廃止し（防衛装備移転三原則へと変更）、同年7月には、それまでの憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、2015年2月にはODAによる他国の軍隊への支援も解禁した。そのうえで、2015年4月27日にはガイドラインの再改定に合意し、「切れ目のない共同対応」、「日米同盟の革新的前進」が確認されている。また、同年6月10日には、防衛庁設置法改正が成立し、防衛政策に関する文官統制が改廃され、防衛装備庁が新設された。

そして、2015年9月19日、「安全保障法制（戦争法）」を、多くの国民からの疑問と批判の声に耳をふさぎ強行成立させた。安倍政権の歩みは、平和憲法の「破壊」の歴史でもある。

安倍首相が推し進めるのは資本の世界展開のための「海外で戦争できる国造り」であり、軍隊の保持と海外での武力行使を解禁しなければ、日米軍事同盟の全面的な世界展開はできず、安倍政権の掲げる軍事大国化も完遂されない。ここにおいて安倍首相は、その目的の最後の障壁となっている、軍隊の保持と海外での武力行使を禁止する憲法9条を改悪し、海外でこれまでの制約を受けることなく軍事活動を可能にすることによって、日本の軍事大国化という目的を達成しようとしている。

3 この安倍首相の野望に際し、中国の南シナ海、東シナ海での軍事的活動の拡大、北朝鮮の弾道ミサイル発射等が最大限「活用」されている。安倍政権は、軍事的対応と抑止力の増大を喧伝し、世論を軍備増強、日米同盟強化に誘導しようとしている。

しかし、軍事に軍事で対抗するという抑止力論は、相手国との間の政治的・軍事的緊張を増大させ、かえって人々の安全を損なう結果になるだけであり、平和を導くことは決してない。近隣諸国との間にあっては、相互不信と軍拡競争を強めるのではなく、対話と信頼による平和的な共存がめざされなければならない。

憲法が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」て（憲法前文）、国家機関としての軍事部門を保有しないとした（憲法9条2項）のは、多くの犠牲者を生み出した先の侵略戦争に対する深い反省によるものであり、憲法9条は犠牲者、諸外国及び諸外国の人々に対する公約でもある。憲法9条を改め国軍を創設し、海外での武力行使を解禁することは、他国民を再び殺害し、自国民の死を招くということであり、そのことを覚悟することを意味する。憲法9条及び平和主義の原点に立つならば、いかなる理由があろうとも、日本が再び海外で武力行使をして戦争という過ちを繰り返すことが絶対にあってはならない。

4 「戦争する国」へと進む安倍政権に対しては、戦争法案の廃案を求めて立ち上がった国民や野党のたたかいが大きな広がりを見せている。2015年に戦争法制成立阻止で実現した野党共闘を後押ししたのは紛れもなく平和を願い立ち上がった国民の力である。また、2016年の世論調査によれば依然として憲法改正に反対が賛成を上回っており、国民の間では改憲反対の声が広く存在している。

自由法曹団は、こうした国民の声に確信を持つとともに、憲法9条の改正を許さない国民の輪をより一層広げるべく憲法学習会等を全国で展開し、平和を求める国民の運動と連帯しつつ、野党共闘をより一層強いものとするために尽力し、再び戦争することのないよう、安倍首相の進める憲法9条「改正」の発議をさせないたたかいに全力を尽くしていくとともに、すべての平和勢力の結集を呼びかけるものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会